野呂栄太郎とアジア的生産様式論

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 明治大学教養論集刊行会
	公開日: 2018-03-28
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 福本, 勝清
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19235

野呂栄太郎とアジア的生産様式論

福本勝清

評伝『野呂栄太郎とその時代』(1988) において,著者鷲田小彌太は,『日 本資本主義発達史』における野呂栄太郎の土地所有論を取上げ、議論してい る。結論からいえば、鷲田は、野呂が近代以降の地主一小作関係を、生産手 段および労働条件の一切を占有(保有)している直接生産者(農民)に対し、 名目上の所有権者である封建領主が「経済外的強制」を駆使し、直接生産者 から全余剰を略取する封建的な生産関係と同一視している、と批判している。 なぜならば、近代的な地主は、「名目上の所有権だけ」をもつのではなく、 自由に土地を売買しうる以上、いつでも契約をたてに、小作人を解雇できる 存在であり、同時に小作もまた、自由に土地を離れることができる。すなわ ち、近代地主は、まぎれもなく近代的土地所有者なのだ、ということになる。 次に鷲田は, 野呂の自説である, 国家 = 最高地主説を,「いかにも珍奇で ある」とし、野呂がその論拠としたマルクスの著名な「地代と租税の一致」 に関するパラグラフの記述は、「猪俣も適切に批判しているように(「土地問 題と封建遺制」『改造』1930年1月号),マルクスの言説は,帝国主義日本 の近代にそのままもってこられるような文意ではない」(鷲田 p. 165) と 批判する。鷲田は、野呂の「こんなところをみてしまうと、野呂のマルクス 学の習得も、大いに疑わしい水準にあったと思いたくなるのは、わたしばか りではあるまい」と述べる。

この鷲田の議論を、鷲田=労農派といった図式に還元するのはいかにも性急であろう。むしろ、鷲田が野呂を論じるに当って、野呂ばかりでなく、講

座・労農両派の主要著書を読み,当時野呂のライヴァルでもあった猪俣津南 雄説の論旨の明解さに軍配をあげたと見なしたほうがあたっていよう。

この鷲田の評伝は、北海道新聞社が、野呂の非業の死後、半世紀を記念して企画し出版したものであろう。野呂は北海道出身であった。かつ、野呂栄太郎の妹美喜は、北海道政界の実力者横路節夫に嫁しており、当時の北海道知事横路孝弘の母であった(横路孝弘の知事在職は1983-95年)。すなわち、野呂栄太郎は北海道では特別の重みをもった存在なのである。その評伝の著者が、野呂の「国家=最高地主」説を珍奇であると評し、野呂の理論水準を「疑わしい」と書く。これは、見過ごすことができない記述である。鷲田はさらに、この「国家=最高地主」説は、野呂の生前中から、彼と同じ立場に立つ者たちの間でさえ悪評高かったとさえ述べている。本当であろうか。

以下, 野呂の「国家=最高地主」説が如何なるプロセスを経て, 野呂のマルクス主義理論として登場するにいたったのかを跡づけ, それがその当時のマルクス主義歴史理論として, 果たして「珍奇なもの」であったのかどうか, 講座派の歴史理論としてどの程度まで, 同派のなかで浸透し, 支持されたのかを検証してみることにする。

1) 野呂栄太郎-1920年代中葉まで

野呂栄太郎(1900-34)は、開拓農民の子として北海道長沼町で生まれ、札幌の北海中学を卒業した後、慶応義塾大学予科に入学した¹⁰。慶大予科から経済学部に進んだ野呂は、学部の先輩でもあり、イギリスから帰ったばかりの野坂参三(1892-1993)と知り合い、その縁で産業労働調査所の仕事を手伝うことになる²⁰。

産業労働調査所は、労働運動および無産階級運動の発展を期する調査研究機関として、日本労働総同盟の調査部を拡大する形で、1924年に設立されたものである。イギリスの労働運動において「労働調査部」が大きく貢献し

ていることに印象を受けていた野坂が、事実上の所長として、産労の活動を 主宰していた。当時の野呂は産労の篤志調査員であり、調査活動に参加する なか、所外協力員であった猪俣津南雄(1889-1942)と知り合う。後に猪俣 は、野呂の最大の論敵となる。

野呂は、三田労働学校で講師をしていたおり、『資本論』をテキストにし ていたが、受講していた労働者たちから、『資本論』そのものへの質問以上 に、日本の歴史への質問があったことに啓発され、社会主義の立場から、日 本経済史をまとめる必要を感じた。この労働学校での講義ノートはその後 「日本資本主義前史」(『日本資本主義発達史』第一論文)としてまとめられ ている(松本 1983)。

1926年, 野呂は大学を卒業した30が, 京都学連事件で検挙され, その後, 公判が続くことになる。また,結核を患っていたため,病状が悪化した場合 は、転地療養せざるをえないことが多かった。そのような野呂が職場として 選んだのは、産業労働調査所であった。

1927年,コミンテルン「二七年テーゼ」がもたらされる。「二七年テーゼ」 は、コミンテルン(国際共産党)が日本共産党内の混乱を収拾するために発 したものである。日本共産党は、1922年の創立以来、治安警察法(治安維 持法の前身)による弾圧体制の下,党勢拡大に苦しみ,一旦解散を宣言する。 だがコミンテルンは佐野学らに党再建を指示する。ところが、福本和夫のい わゆる福本主義が台頭し、その影響下、26年末、山川グループ抜きで党再建 がなされる。

極左主義の台頭を見過ごすことができなくなったコミンテルンは収拾に乗 り出す。だが、このような日本の党の混乱、いわゆる山川イズムや福本イズ ムの問題は、冷静に考えれば、革命党建設にありがちな思想潮流であった。 一方は、大逆事件以後まだ十数年しか経ていない党をとりまく政治情勢の厳 しさから、他の政治勢力を巻き込む形での共同戦線党への志向であり、他方 は、そのような現実への安易な妥協こそが、党の労働者階級への浸透と革命 情勢の到来を遅らせているとして、ロシア革命を成功させたレーニンの党の ように、まず先進分子である党の、労働者大衆からの分離がなされなければ ならず、それがなって後、大衆との再結合を果たさなければならないとする、 党の純化路線を志向していた。

「二七年テーゼ」は福本の分離結合論をレーニン主義に反すると批判し、 同時に山川の主張を、共産党を労働組合左翼に解消せしめるもの、清算主義 であると批判する。だが,コミンテルンは山川グループを罵倒していない。 批判は抑制されたものであり、山川たちにも周旋の余地を与えていた。すな わち、実際の組織再編において、コミンテルンは党指導部から福本を排除し、 山川たちの党への復帰を促すことで収拾をはかろうとした。

だが、それでも両者の対立は癒されることなく、左翼の広汎な統一を志向 した山川たちのグループが、再び党に合流することはなかった。山川たちは、 雑誌『労農』を創刊し,それに拠り活動を継続し,労農派と呼ばれるにいた る。彼らが、コミンテルンの意志は尊重しながらも、合流しなかった最大の 理由はおそらく,日本の国情を理解しない外部の指導部によって,自分たち の結社の戦略戦術が決められることを忌避したかったのであろう。

ブハーリン主導でまとめたといわれる「二七年テーゼ」は、日本の党内問 題解決への指示のほか,日本の現状に対する,大まかな分析が示されていた。 結党以来5年、しかも官憲の弾圧と党内の混乱のなかで、みずから示すこと ができなかった現状分析と革命への展望を、コミンテルンの側から与えたも のであった。

忘れてはならないのは、コミンテルンの母体であるソ連共産党(ボルシェ ヴィキ)は、徹底した中央集権的政党であり、ソ連党内はもちろん、ソ連以 外の共産党に対しても、コミンテルンを通して、絶対の服従を強いる政党で あった、ということである。当時、社会主義革命の祖国ソ連は、世界の共産 主義者、マルクス主義者の間に、それほどまでに大きな権威を有していた。 それゆえ、コミンテルン指導部からすれば、問題のある党に対し、適切な指 示を出すのは当然であった。また、日本の党に関していえば、「二七年テー ゼーは、コミンテルンの決議であるがゆえに、その指示に党の大勢が服した ともいえる。また、テーゼ以後、再建された党指導部も、コミンテルン及び ソ連党の権威によって、党内に対し大きな権威を持ちえたといえる。

「二七年テーゼ」がもたらされた時、野呂は、自らの見解に一致している と考えた。野呂の伝記では、彼が党に接近した頃、山川グループはすでに党 を離れていたとされており、さらに、党の主流となっていた福本主義に対し ても、彼は同調することはなかったとされている。

一般にいわれている「二七年テーゼ」の階級分析とは、日本の支配階級が 「資本家と地主のブロック」からなっているというものであるが、

一八六八年の革命は日本における資本主義の発展に道を拓いたもので ある。然しながら政治権力は封建的要素たる大地主、軍閥、皇室の手中 にあった。日本国家の封建的特質は単に前期過去の伝統的残存物、廃物 的遺物にすぎざるのみならず、それは資本主義の原始的蓄積にとって極 めて便利な道具であった。日本資本主義はその後の全発展の全過程にわ たってこの道具を巧妙に利用した。

旧日本国家のブルジョア国家への転化は二つの道を通じてなされた。 一方においては産業的・商業的・金融的ブルジョアジーの比重と政治的 重要性が不断に増大して行った事、他方においては封建層と新ブルジョ アジーとを融合させる過程が、経済的諸原因、労働者及び農民運動の恐 怖ならびに帝国主義の要求等に刺戟されて極めて急速に発展していった 事, これである。(石堂&山辺 pp. 30-31)。

以上からは、明治維新後の資本主義の発展とともに、当初、封建支配層の 後塵を拝していたブルジョアジーが、次第に自立的勢力として自己の地歩を 築いていったと読める。その結果、封建支配層の方がブルジョアジーに接近 し、融合していったともとれる。

だが、上記のパラグラフに続く、次の一説は、微妙ではあるが、より一歩 進んだ見方を示しているように思われる。

日本国家それ自体が日本資本主義の最大の要素である。欧羅巴の如何なる国も、日本における程国家資本主義体系へ向かって進んでいる国はない。実に日本においてはその筋の統計によれば、産業及び銀行に投下されている全資本の中約三〇%は(しかもこの中には、殆ど全部が政府の手中にある鉄道は含まれて居ない)国家の手中に属している。(p.31)

このパラグラフに加えて、先のパラグラフ中の、日本国家の封建的特質は、資本主義の原蓄に極めて有利に働いたとする点を考慮すると、むしろ国家および国家的支配層の主導のもとに日本近代における資本主義の発展が構想され、ブルジョアジーの台頭はその枠組のなかで生じ、その結果、権力に到達したはずのブルジョアジーが、未だその枠組を超えられぬままになっているとも読める。

再建後の党主流と山川グループ (労農派)を分ける指標の一つに、一段階革命論か二段階革命論かの対立がある。日本がすでにブルジョアジーが権力を握る資本主義社会である以上、目下の革命は社会主義革命であるとする労農派と、日本は資本主義社会であるとはいえ、農業を中心として色濃く封建制の遺制が存在し、社会の民主化を大きく阻害しており、さらにはプロレタリアートの台頭をおそれたブルジョアジーは、すでに封建勢力と結託しており、民主主義革命を遂行する気がない以上、社会主義革命を目指すとはいえ、労農階級の革命は、まずは民主主義革命でなければならないとする、共産党主流派(後の講座派)の対立であった。

しかし、「二七年テーゼ」において

先に指摘せる如く現代日本は資本家と大地主のブロック、しかも覇権 が資本家に属するブロック ─ によって支配されている。斯様な次第で あるからブルジョアジーが、たとえブルジョア民主主義革命の第一段階 においてすら、多少でも一つの革命的要因として利用しられるなどとい う希望は棄て去らねばならない。(前掲書 p.34)

とある以上、同テーゼは当面の日本革命は二段階革命であると指示したこと になる。だが、テーゼはまた「日本の資本主義発展の水準がすでに著しく高 度に達し ており、日本における「ブルジョア民主主義革命は直接に、社会 主義革命、すなわち資本主義それ自体に対する革命に迄発展するだろう」と 述べ,革命の第一段階である民主主義革命は直接第二段階である社会主義革 命へと移行するとも述べる。そこから、第一段階と第二段階は一つながりの ものであり、結局は一段階であると読むことは難しくなかったであろう。猪 俣津南雄など労農派が喜んだのはいうまでもない。

猪俣はすでに「二七年テーゼ」到来以前に書き上げた「現代日本のブルジョ アジーの政治的地位」(以下「政治的地位」)において、彼らが目指す日本の 革命は、社会主義革命ではあるが、民主主義革命の課題を果たすべく「一先 ずブルジョア民主主義革命にカルミネートする」として、「ブルジョア民主 主義革命の任務を含む社会主義革命」と規定した。それゆえ、「二七年テー ゼーが「社会主義に急速に転化するブルジョア民主主義革命 | を提起したこ とについて、自らの正しさ、先見性を自負するところがあった。

猪俣の議論のポイントは、封建制はすでに日本社会から廃棄されているこ とを述べるところである。猪俣「政治的地位」(1927) は,まず,資本主義 国日本において、すでにブルジョアジーが政権を掌握し —— 1918 年原敬政 友会内閣が成立し、1924 年加藤高明(護憲三派)内閣以降政党内閣が続い ていた ――, 反対に地主階級が政治的に凋落したこと, その間, この両者の 間に激烈な抗争はなかったことを述べる。それとは対照的に、両者の間に激 烈な抗争があったヨーロッパ — とくにドイツやロシア — では、19世紀、あるいは20世紀初めにおいても50~100 ha 以上、或いは1万 ha 以上(ロシア)の農地を所有する大地主が多数存在し、かつ大農場を営んでいた。それを基盤に大地主たちは政治力を行使し、王政や帝政を支えると同時に、自らの階級利害を守るために新興のブルジョアジーと厳しく対立した、と。王権は、封建遺制を引きずる大土地所有者と新興のブルジョアジーの対立抗争、あるいは力の均衡の上に、超然とした権力を揮うことができた。それがいわゆる絶対主義であり、絶対王政であった。

「我国のブルジョアジーは、封建的絶対主義勢力から政権を戦いとる過程において、先進諸国の同僚が演じたような激烈な政治的衝突の場面に自らを見出した事がなかった。それは如何なる歴史的発展の径路によって可能であったのか?」と猪俣は問題を提起し、以下のような見解を述べる。

封建的絶対主義を倒した明治維新の変革運動の先頭にたったのは,ブルジョアジーではなく,武士階級の下層であった。後者によって組織された維新政府の歴史的使命は,資本制生産の移植及び発展の極度の促進によって,急速に,後進国日本をば,競争に運命づけられた資本主義世界の一環たらしめることにあった。維新政府の土地政策は,此の使命に忠実に封建的絶対主義の基たる封建制農業の土地政策を撤廃し,此の制度に固有なる旧諸特権を実質的に破棄し,半封建的な大土地所有の成立発展を不可能ならしめた。かくて,前時代から残存物として,資本主義的発展と対立する根本矛盾となるべきものが取除かれた。それと共に,封建的絶対主義勢力を強大なる政治的残存物たらしむべき物質的基礎もまた取除かれ,前者とブルジョアジーの激烈なる衝突の必然性も消滅した。(猪俣 1927: p. 29)

引用がやや長くなったが、以後引き続き猪俣・野呂論争の争点となるので、

長文とならざるをえなかったことを諒解されたい。このパラグラフにおいて 猪俣は、封建制下の農業を支えていた封建的土地所有が明治維新によって撤 廃され、その後の社会の農業において、大土地所有も大経営も存在しないこ とを強調している。プロイセンやロシアなどの例のように、後発資本主義国 において、近代以降も大土地所有、大経営が存在し続けたところでは、それ らは封建遺制として農村社会に大きな影響を残す可能性が高いが、近代日本 においてそれらが存続し得なかったということは、封建遺制は重大なものに はならないということを意味する。かつ政治的には、近代以降の旧封建勢力 (大土地所有者) と新興ブルジョアジーの「抱合 | からなる絶対主義勢力に ついても、その物資的基礎を欠くということにほかならない。そこから、当 然、労働者階級の闘争目標は、「地主とブルジョアジーのブロック」のなか の、古い勢力などではなく、すでに政権を掌握し、さらに帝国主義的政策を 主導しているブルジョアジーだということになる。

上記の猪俣の、封建遺制否定論の提起は、まだ入党はしていないとはいえ、 共産党主流とともに封建遺制を重視する立場をとろうとしていた野呂にとっ て、その闘志に火をつけるものであったであろう。野呂は、すでにコミンテ ルンの側に立つことを決めていたと思われる。自身の農業体験、産労におけ る調査研究や学連裁判での公判闘争などにより、封建遺制をより実質的な重 みをもつものとして理解したと思われる。野呂は、「二七年テーゼ」に沿っ て日本の現状を理解し、さらにいっそうマルクス主義理論の研鑽をつむなか から、日本における社会主義革命への展望を見出そうとしていた。

2) 『日本資本主義発達史』への道

1926 年から 27 年にかけ、野呂栄太郎は「日本資本主義発達前史」「日本 資本主義発達史|(以上第一論文)を発表し,「二七年テーゼ」の到来後,再 度「日本資本主義発達史」(第三論文)を28年から29年にかけて発表し、29 年に「猪俣津南雄「現代日本ブルジョアジーの政治的地位」を評す」および「日本における土地所有関係について」(以上第四論文)を発表している。これらはいずれも、1930年鉄塔書院から出版された『日本資本主義発達史』(以下『発達史』と略す)に、他の二つの論文とともに収録されている。

『日本資本主義発達史』(鉄塔書院 1930) 目次

第一編 日本資本主義発達史

- 一 日本資本主義前史
 - 二 日本資本主義発達史

第二編 「プチ・帝国主義 | 論批判

第三編 日本資本主義発達の歴史的諸条件

第四編 日本における土地所有関係の特質

- 一 猪俣津南雄氏著「現代日本ブルジョアジーの政治的地位」を評す
- 二 日本における土地所有関係について

第五編 日本資本主義現段階の諸矛盾

『発達史』第一論文の、「日本資本主義前史」において、野呂はそれほど際立った主張をしているわけではない。上述のとおり、第一論文は「二七年テーゼ」到来以前に書かれたものであり、後の歴史理論の萌芽は見られても、野呂としてみれば、習作や素描に近いものだと思われる。マルクス主義者によって書かれた、原始社会から幕末までの経済史としては、佐野学『日本経済史概論』(1923年)があり、内容としては野呂第一論文よりもはるかに詳しい。だが、野呂の第一論文は、生産力、生産関係など経済システムに内在する諸矛盾の展開により、それぞれの時代規定とその移行を構想しており、マルクス主義歴史理論に依拠した経済史であることを印象付けている。

「前史」において興味深いのは、江戸時代の土地所有制について「三百に 満たざる諸侯と旗本及びその他の上級武士の例外的少数を除ける旗本及び一

般陪臣の大多数は、全く封地を有せず、単にその領主より扶持米の給付を受 けるに止まった | (野呂 1930: p. 25) と述べるくだりである。ここにおける 封地(所領)を有する諸侯および旗本の土地所有とは如何なるものなのか、 ということが問題である。野呂は、大化改新(班田制)により土地公有が実 現されたこと、それが墾田の永世私有を認めた結果、土地私有が拡大し、土 地公有制が破壊され、荘園制が成立し、その荘園が封土化することによって 封建制度が成立をみるにいたる、と説明していた。鎌倉期以後の封建制のも とでの土地所有は、最高所有者から領主層を経て実際の直接生産者に至るま で,幾重にも重なる重層的な所有関係のうえに存在した。しかし,領主相互 の競争と領地兼併により徳川期には、「徳川氏が全国土の事実上の最高所有 権者として、全国の四分の一に当るその直領地すなわち天領と極少量なる皇 室領及び寺社領を除いた爾余の地に,所謂三百諸侯を封じたのである | (p. 25)と述べているように、土地所有者は、主要には、最高所有権者と封土を 授与された諸侯の、二層に縮約されてしまう。しかも、徳川氏の直領地は国 土の四分の一にも及ぶのである。そして、直接生産者農民は、永代にわたり 土地の売買を禁止され、土地に緊縛された農奴ということになる。

野呂「前史」はこれ以上のことを述べてはいないが、重要な問題意識を含 む記述である。なぜなら、幾重にも重ねられた所有関係のもとにおいては、 最上級の所有権者といえども、各級領主もしくは諸侯に対し、政治的にも経 済的にも、専制を揮うことは出来ない。

しかるに大名領国制あるいは太閤検地以後は、在地領主は城下に居住せし められ、郷間に残った郷士・地侍は、農民化を強いられることになった。― 般の武士は在地との関わりを失ったのである。また、徳川期の三百諸侯は、 参勤交代を命ぜられたほか、場合によっては、移封を命ぜられることもあり、 さらには改易処分に会う可能性もあった。野呂は、「徳川氏制覇の下に於け る制度は、封建制度とは違ったものであるが、併し封建制度以外のものでは ない」と、鎌倉期以来の封建制度とは異なった中央集権的な封建制度へ転換 したことを述べている。

では、幕末から明治維新にかけ、土地制度にどのような変化が生じたのであろうか。第一論文の後半にあたる「日本資本主義発達史」は

明治維新は、明らかに政治革命であると共に、亦広汎にして徹底せる 社会革命でもあった。それは、決して一般に理解せられるが如く、単な る王政復古ではなくして、資本家と資本家的地主とを支配者たる地位に 即かしむる為の強力的社会変革であった。(野呂 1930: p. 39)

と述べ、明治維新がブルジョア革命であったことを認めている。おそらく、この時期野呂は、同じく産労調査所に出入りしていた猪俣津南雄と知り合い、その影響下にあったのであろう。だが、野呂はやはり野呂らしく、明治国家のブルジョア国家らしからぬ側面を指摘する。

明治維新が、反動的なる公家と、同様に本質的には封建意識を脱却し得ない武家との意識的協力によって遂行されたと云うことは、後述すべき他のもう一つの理由と相俟って、我が政治的組織が永く今日に至るまで反動的専制的絶対的性質を揚棄し得ない所以である。併しながら、この事は決して我が資本主義経済の発達を阻害しなかったばかりでなく、却ってその専制的政治権力は、封建的生産方法の資本主義的生産方法への転化過程を温室的に助長し、且つその推移を促進することに依って、我が国をして資本主義国としての驚くべき飛躍的発展を可能にした。(pp. 39-40)

このパラグラフは、アンシアン・レジームにおける支配階級の一角が国家 権力を掌握し、その権力を用いて強力な資本主義化が進められてことを指摘 しており、明らかに野呂らしさが伺える。また、「二七年テーゼ」とも一致

する観点を示している。だが、土地制度および土地所有関係が具体的にどの ように変革されたのかについて、「明治以降における我が農業経営は、依然 封建的小規模経営に止まり、唯益々集約化されたに過ぎなかった。然るに、… 封建的所有関係そのものだけは革命的に根本から覆えされ、資本主義的所有 関係が之れに代わったのである」(p. 47)と述べ、まるで猪俣等の諸説を肯 定するかのような記述に終っている。

第三論文は「二七年テーゼ」の到来後の12月に脱稿し、「日本資本主義発 |幸史||と題して、28年から29年にかけ、理論誌『マルクス主義講座』に分 載されたものである。だが,28年「三・一五事件」により同誌執筆陣の多 くが検挙された"ため、野呂は他のメンバーの担当分(現段階分析)をも含 めて展開することになったが、「多忙と窮乏と病勢の悪化」により十分に完 成しないまま終っており、『発達史』刊行の際、その内容に即して「日本資 本主義発達の歴史的諸条件 | と改題されたものである(野呂栄太郎『日本資 本主義発達史(下)』岩波文庫 1983 年版の大石嘉一郎による解説参照)。

第三論文は、「二七年テーゼ」を踏まえて書かれたものであり、第一論文 よりさらにいっそう踏み込んだ内容になっている。とくに、明治初期におけ る資本の原始的蓄積のプロセスを詳細に分析している。また,さかんに数字 を挙げ、搾取の実態を明らかにしようとしている⁵。より踏み込んだと感じ るのは、地租改正についての以下の言及である。

地租改正は、…直ちに封建的地代の排除を意味するものではなく、そ れによって、事実上、唯、封建的土地所有への生産物地代(作物貢租) が、今や唯一最高の独占的土地領有者たる国家への貨幣地代(金納地租) に転化されたに過ぎぬ。(p. 187)

ここで、所有ではなく領有を使用しているのは、領有に領地を持つことの ほかに、他人の労働の成果を我が物にするとの意味があるからである。野呂 の明治国家に対する,「唯一最高の独占的土地領有者たる国家」との認識は 斬新なものである。このような認識に至ったのは,おそらく,三・一五事件 という左翼大弾圧に遭遇したことが、国家権力に対するより鋭利な認識を生 じせしめたのであろう。なぜなら、特高を使い極めて理不尽な左翼弾圧を決 行した国家は、明治国家の直接の継承者だったからである。

さらに注意を引くのは、江戸時代の農業が圧倒的に小規模生産に従ってい たこと、そして「明治革命の結果、土地の純粋封建的領有関係は廃止され、 土地も全く資本家的私有の対象となり、その結果農民の多数は土地から駆逐 されたとはいえ、既に見た通り、農業生産そのものは依然として一般的には 小生産様式に従属していた | (p. 252) と,維新変革前後の小農民生産の継 続を強調していることである。これは次への一歩,つまり猪俣封建遺制否定 論に対する反論の準備のためであったと解することができる。

第三論文で獲得された明治国家に対する新たな認識は、第四論文において より明確に開示される。第四論文は、二つの論争文からなる。「猪俣津南雄 氏著「現代日本ブルジョアジーの政治的地位 | を評す | と「日本における土 地所有について」であり、前者は後者の序章といった趣のものであり、いず れも 1929 年『思想』に掲載されている。

前者において、猪俣が「政治的地位」において述べた、明治維新の土地制 度の変革により、単に封建的な農業制度を終焉させたばかりでなく、近代以 後の絶対主義成立の物質的基礎をも掘り崩してしまったと述べたことに対し、 野呂は、上述の、絶対主義の物質的基礎喪失に関する猪俣の議論(猪俣 1927 p. 29) からの長い引用に続き、猪俣の封建遺制の論証がロシアやドイツな ど近代ヨーロッパの例を引いてなされていることを問題とし、猪俣は「ロシ ア及びドイツ等の特殊なる歴史的事例から公式的に類推して、大土地所有制 のみが所謂「封建的絶対主義の基たる封建制農業の土地政策」であるかの如 き全くの非マルクス主義的独断の上に立って立論|している(野呂 p. 291). と痛撃する。

日本の土地所有形態が一般に小所有であって、「大土地所有制」が支配的でないことは事実である。併し乍ら、単にこの事実を以てしては、何等所謂封建的絶対主義勢力の物質的基礎の喪失を立証するに足らぬ。(pp. 282-283)

ヨーロッパとは異なり、日本においては、その圧倒的な小農民生産のうえに政経のシステムとしての封建制は成立し、かつ幕末まで維持されてきた。 それゆえ、近代以後も封建遺制が存在するとしたら、やはり小経営的生産に もとづくものでしかないであろう。それをあえてロシアやドイツの大地主や 農場経営を持ち出し、それがないから封建遺制は存在しえないなどとは詭弁 でしかない、ということになる。

実際には、猪俣も日本農業において、近代以前も近代以後も、農業においてはほぼ小経営的生産によって営まれていたことを理解していた。「二七年テーゼ」読後に書かれた「日本無産階級運動の批判 コミンタン批判を読みて」(1928) では、「牧畜をやらない我が日本の農業においては、異例的な過小農制が発展した。此の過小農制は、家内工業的な『副業』組織と最も密接に結びついている」(猪俣 1928: p.8) と述べているからである。

一般にマルクス主義歴史理論における封建的生産関係とは、封建的土地所有者の土地で耕営する直接生産者から、土地所有者(領主)が様々な手段を用いて賦役や年貢など種々の貢租を徴収するシステムを指す。農民は小経営的生産を営んでおり、農具役畜などを所有し、耕作する土地に対して一定の権利を保有している。農民は直接生産者として、小経営的生産の主体として、その成長の度合いに応じて様々な段階があるが、主要には自らの家族労働によって保有地を自営しており、その生産の果実によって、自らの家族を再生産すると同時に支配階級をも養っていると考えられている。その彼らから賦役や年貢など種々の貢租を徴収することが可能なのは、農民が人身的にあるいは土地を介して領主に従属しているからであり、貢租の徴収を拒めば、領

80

主は経済外的な強制によってその目的を達成する。

そこから、封建制下の大土地所有者は、単なる地代(レント)の徴収者としての地主ではないということが理解できよう。ロシアの貴族やドイツのユンカーなどが、近代以降も農民に強い影響力(強制力)を行使できたのは、そのような単なる地主ではないところの、封建制のもとで培われた領主や貴族の農民への支配力が、近代以後もなお引き継がれた大土地所有や農場を通じて、その影響力を行使し続けていたからであった。それゆえ、猪俣は近代日本において封建的大土地所有が撤廃されたことを挙げ、封建制の残滓たる絶対主義の物質的基礎は失われたと主張したのだった。

それに対し野呂は、猪俣とは異なった土俵で議論を展開する。野呂は、大 土地所有制か小土地所有制かが問題なのではなく、生産手段(田地)を所有 している地主に対峙している農業者が、資本家としての小作農業者(借地農 業資本家)であるのか、それとも直接生産者としての小作小農又は農業労働 者であるのか、が問題だと主張する。当然その答えは、ただ生活のために狭 小な農地を耕し、かつその全剰余価値を生産物の形態で地主に差し出す小作 小農こそ、地主に対峙している。地主はそれら小作小農を政治的経済的に支 配し、かつそれらから全剰余価値を生産物の形態で搾取するが、この地主・ 小作関係における搾取は資本主義的な「自由なる | 経済関係に基くものでは なく、封建的、伝統的な「経済外的強制」―― 仮にそれが如何に自由契約に よって扮装されていようとも ―― に基いている。すなわち,この地主の「経 済外的強制 | こそ、日本における絶対専制的支配の半封建的専制国家形態の 依然として根強き物質的基礎である(p.284)。野呂はさらに続ける。当時 (1920年代後半), 日本の農家戸数は五百五十余万, その大部分は「利潤の ため | にではなく「生活のため | に生産する小生産者であり、この小所有者 的農民層の存在こそ、全体として所謂封建的絶対主義勢力の物質的基礎をな す、と (pp. 284-285)。

おそらく、この野呂の記述は、後の講座派に連なる人々、すなわち共産党

主流派にとっては、納得のいくものであったと思われる。なぜなら、この記述の裏には、名目的な所有者である地主が、直接生産者である小作農から、地代として収穫のほぼ半分を取上げる理不尽なシステムのもとで、日々飢えに脅かされて暮らさなければならない厖大な人々の存在があるからである®。野呂は、

明治維新の変革は、封建諸侯の土地領有を廃止し、土地の占有者を所有権者として立法的に確認した。しかしながら、新たに確認された土地所有権は封建的土地領有権の転化され、移行されたものではない。封建諸侯の土地領有権は、実質的には、「皇土」の名において、そのまま明治政府の下に統一的に継承せられたにすぎなかった。従って、明治維新の変革運動は、直ちに封建的絶対主義を廃絶した所のブルジョア革命ではない。明治維新が資本家及び「資本家的地主」…を支配者たらしむべき端緒を成したことは事実であるが、彼等が直ちに「封建的絶対主義を倒した」のではない。(p. 285)

と述べる。封建的土地所有を廃し、近代的土地所有への転換を成し遂げたは ずであったが、古き束縛は依然として続いた。それはどのような仕掛けにお いてであろうか。

明治六年の地租改正により物納地租が金納地租となった後に於いても、それは単に封建的生産物地代が封建的貨幣地代に転化されたに過ぎぬ。 農業生産力の増大と穀価の騰貴によって相対的に軽減された金納地租は、近代的租税として次第にその封建的貨幣地代たる性質を揚棄したとはいえ、なお依然として地代的性質を残存していることを知らねばならぬ。(p. 285) と述べ、明治維新がブルジョア革命としては極めて不徹底で、かつ近代化へ向け大きな変革があったにも拘らず、封建的なものを色濃く残していたことを強調するが、その仕掛けは明らかにされていない。

地租改正による地租の金納化について、野呂は地租が軽減化した後も、依然として地租は地代であり続けたとしているが、ここに大きな含みがある。 すなわち、地代を租税として受け取る国家の存在が問題となる。

我が国おける於ける土地所有関係の特殊なる歴史的発展は、直接的生産者と直接対峙する「資本家的」地主の多数を存在せしめているばかりでなく、日本国家そのものにも一大地主なる性質を帯びしめている。我が封建的絶対主義的国家機構の依然たる残存の物質的基礎を、吾々は、また、此処に見出さなければならぬ。(pp. 285-286)

野呂は、絶対主義の物質的基礎を幾つも見つけてしまったようである。だが、もっとも根本にあるのはどれであろうか。さらに言及すれば、明治国家は地主・小作関係を通してのみ農民から剰余を吸い上げていたわけではない。明治時代前半に劇的に増加したとはいえ、小作地は耕地の半分弱であった。地主・小作関係に入り込まない(あるいは部分的にしか入り込まない)自作農もまた多く存在していたのである。農民に対し国家を地主に見立てることは可能だが、それは、公然か非公然かにかかわらず、アジア的生産様式論の立場に立つことを意味する。アジア的生産様式において、国家は直接生産者から租税と地代を収取する主体となる。

3) 「国家=最高地主」説の登場

第四論文の後半「日本における土地所有関係について」もまた「絶対主義 勢力の階級的物質的基礎」をめぐる議論であり、ターゲットは依然として猪 保津南雄である。かつ議論の中心はやはり、猪俣「政治的地位」の上述のパラグラフをめぐってである。野呂は、前稿(猪俣への書評)の猪俣批判に続いて、議論の矛先を猪俣が述べた「維新政府の歴史的任務」は「封建的土地所有制度を撤廃し資本主義的発展の大道を掃い清めた」ことに向け、それは言葉としてはその通りであるが、しかし、その内容は猪俣の考えた意味においてではない、と切り返す。

慥かに、明治維新の変革によって、土地の純封建的領有関係は、それに附随せる諸制限と共に、一応廃除せられた。とはいえ、この事は、直ちに、氏の言うが如く、「封建的絶対主義の基たる封建制農業の土地制度を撤廃し」たことを意味するものではない。それは、単に、純封建的土地領有関係の廃除を、即ち幕府始め三百諸侯による純封建的土地領有関係を撤廃して、それに代うに絶対専制君主の主権の下へ統一的土地領有を以ってしたに過ぎぬ。(p. 293)

つまり、明治維新による変革は、一応の変革ではあったが、封建的土地所 有から専制主義的土地所有への変革であった、というのである。第一論文に おける明治維新への肯定的な評価がここで、一変したことがわかる。

一体、近代のとばぐちにおいて、資本主義的な発展に向けて変革が始まったはずであるのに、それを専制主義へ向けたものだということは、どのような「理屈」からであろうか。野呂は、その重大な「理屈」を、マルクスのアジア的土地所有論から説き始めるのである。以下に引用されるパラグラフは、マルクス『資本論』第三巻「資本制的地代の発生史」(第47章)からのものである。地代論おいても、アジア的社会論においても、よく知られたパラグラフである。野呂の歴史に対する見方を理解するためにも、煩をいとわず引用してみよう。

「土地所有者たると同時に主権者として直接彼等(農民)に対立しているものが、私的土地所有者ではなく、アジアに於けるが如く国家であるとすれば、地代と租税は一致する、と云うよりも寧ろその際にはかかる地代の形態と異なった何等の租税も存在しない。かかる事情の下では、従属関係は政治的にも経済的にも、この国家への凡ての臣隷関係に共通なる形態よりも、何等苛酷なる形態をもつことを要せぬ。国家がここでは最高の地主である。主権はここでは国民的範囲に集積せられたる土地所有である」(マルクス、『資本論』第三巻、第二部、三二四頁)。(p. 293)"

野呂は、「地代と租税の一致」に関するマルクスの記述は「明治維新の変革によってもたらされた日本の土地所有関係の本質を、最も浮彫的に定式化しているものと言わねばならぬ」と述べ、「我国に於いては、国家は最高の地主であり」、それゆえ「我が国の地租は、その伝統的観念に於いても、その実質に於いても、地代の形態と本質的に異なる何物でもあり得ない」(p. 293)と力説している。ついに、野呂のもっとも野呂らしい主張である明治国家=最高地主説が宣せられたわけである。

上記マルクスの「国家=最高地主」説は、彼の1850年代の ― 主としてインド亜大陸に関する ― アジア研究から生まれたものであった。イギリスのインド植民地支配を担う植民地行政官や植民地学の研究者たち(J・ミル、R・ジョーンズ等)の間では、インドには土地私有は存在しないとし、全土王有説あるいは国家=最高地主説が唱えられていた。マルクスも、1853年の段階において、それを信じていた。その後、インドにおいても土地私有の例が知られるようになり、問題はそう単純でなくなるが、マルクスは『資本制生産に先行する諸形態』(『経済学批判要綱』)執筆段階(1858年頃)においては、共同体的土地所有説に傾いたと思われる。いずれにせよ、たとえ土地の売り買いが行われ、土地が家族もしくは個人の私有財産であると見なさ

れていても、アジア的社会においてはつねに、土地に対する共同体もしくは 国家(君主)の大きな権利、上級所有権もしくは至上権が存在する。と、マルクスは『資本論』執筆時においても、そのように理解していたと考えられる。すなわち、野呂がここで国家=最高地主説を持ち出したのは、アジア的社会においては、国家というものが土地を介し農民に対し特別の権利をもち、特別の収取を行っている、そしてそれらを通して特に大きな支配力を及ぼしている、ということを示さんがためであった。なぜなら、アジア的社会の農民は地主である国家に対し「租税+地代」分の年貢および賦役を納めなければならなかったからである。そして、一般的な形態においては、国家が地主である場合、租税と地代は区別されず、曖昧な全体を形作っているのである。それゆえ、徴収された歳入を国家がその支配機構の内部においてどのように配分しようと、それは国家自身の利害からなすべきことであり、年貢や賦役を納めている農民が、それに関与することはできない、ということになる。

地租改正は、猪俣氏の所謂「維新政府の土地政策」の枢軸をなすものであるが、それは、直ちに封建的地代の廃除を意味するものではなく、事実上、ただ、旧封建的土地領有者への生産物地代(物納地代)が、今や唯一最高の独占的土地領有者たる中央集権的専制国家への貨幣地代(金納地租)に転化されたにすぎなかった。それは、その租税の負担の実質に於いて、殆んど軽減をみなかったばかりでなく、その本質に於いても、地代の前資本主義的性質を毫も揚棄するものではなかった。(p. 297)

近代国家への歩みが始まり、版籍奉還および廃藩置県などの封建制度の撤 廃、身分制の廃止、さらに土地売買、職業選択、居住などの自由が認められ、 地租改正が行われた。版籍奉還・廃藩置県・地租改正といった一連の変革に おいて、各級の領主が農民に課していた封建的領有関係は廃棄された。それ らの資本主義発展に向けた地租改正が、猪俣が言うような封建的地代の廃除 86

ではなく、生産物地代が金納地租へと貢租の形式は変化したとはいえ、その本質はアンシアン・レジーム(旧社会)のそれと同じであるということはどういうことであろうか。また、アンシアン・レジームの地代、前資本主義的な地代とはなんであろうか。封建的地代とはどう異なるのであろうか。野呂は「明治政府は、土地の私的所有の自由なる発展のための障碍を取り除いた」と認めつつも、批判を緩めることはない。

だが、かくして、我が小農民が享得した土地所有の自由は、実はかえって封建的搾取条件の国民的規模における拡大再生産のための — 従って、資本の原始的蓄積の最も自由なる遂行のための — 土地処分の自由、すなわち土地の売買、分割ならびに兼併、貸借および質入れ等の自由にすぎなかったのである。(p. 296)

地租改正によって実際生じたのは、小農民の没落であった。地租は現代でいえば固定資産税にあたるものであるが、明治初期における地租は現代の固定資産税などとはまったく異なったものであった。近代化に向け建国したばかりの明治政府にとって、国家の歳入はほとんどを地租に頼らざるを得ず、地租を、ほぼ徳川期の年貢に相当する大きさに設定したのである。しかも、徳川期の生産物地代とは異なり、地租は金納と定めたのであった(当初は土地価格の3%)。租税や地代の金納化が可能となるためには、貨幣流通があまねく発達していなければ、たとえ農業生産が順調でも、一時の貨幣不足から農民はダメージを受けやすい。農民は地租を金納するため、収穫期の低い価格で生産物を売らざるを得ず、かつ不作の場合も地租は低減されないため、負債を負わざるを得ず、その結果多くの場合、抵当にした土地を手放すか、その土地を借り受け小作人になるか、のどちらかを選ぶほかなかった。そして止めは明治10年代の松方デフレ政策であった。農産物価格は下落し、地租を払えなくなった農民たちは高利貸の餌食となり、次々と農地を手放し小

作人となった。わずか10年間に日本の小作率は20%ほど上昇し、農地のほ ぼ50%弱が小作地となったのである。

明治国家の財政が軌道に乗るにつれ、地租は次第に軽減されていく。だが、 農民たちは地主には地代を作物で納めていた。地租が軽減されたにもかかわ らず、地主たちは地代を下げることはなく、その差額を一方的に手に入れた のである。さらに都市化、工業化とともに穀価が上昇するにつれ、地主たち はその穀価の上昇分をも懐に収めることができた。小作人たちは、そのどち らからも恩恵に与ることはなかった。

かくして明治国家は、その資本主義発展への施策において、大量の小農民 の没落と、支配階級の一翼としての地主階級の形成を、ともに促進したこと になる。

国家一地主―小作人の関係は、「他の適当なる一般的生産諸関係の下 では1、土地私有者一資本家的小作農―農業労働者の関係として発展せ られた所のものである。然らば、何故に、我が国に於いて特にかかる発 展形態をとったか? 私はこれを大体次の諸点に求めることが出来ると 思う。これを一般的に言うならば、「所謂アジア的生産様式」によって 特徴付けられた我が国の封建制度そのものに、封建的土地所有そのもの の特質に基くとはいえ,如上の関係をもたらせる直接の原因は,言う迄 もなく、明治維新の変革によるその解体の特質そのものの内に見出さね ばならぬ。(p. 303)

ついに野呂は「所謂アジア的生産様式」と所謂を付しつつ — おそらく批 判された時のために逃げ道を残しつつ(なぜなら、野呂は当時「アジア的生 産様式」論批判が存在していることをすでに知っていたので) ―― も,日本 封建制がアジア的生産様式によって特徴付けられていることを認めてしまう。 すなわち、日本封建制はアジア的生産様式に特徴付けられていることを本質 とするのである。この特徴は、資本主義的発展を目指す明治国家において、 徳川封建制度が改廃された分、その中央集権的国家の組織機構やその施策を 通して、より鮮明に顕現することになる。かくして、明治初期に国家が主導 した資本主義発展へ向けた原始的蓄積のプロセスは、まず、最高地主=国家 によって遂行されたのである。

その結果は重大であった。後発資本主義国である日本は、日清・日露両戦争を経て、資本主義的強国(帝国主義国家)として発展を遂げたにもかかわらず、依然として政経の古いシステムを引きずっていくことになる。もし、野呂に代って言うことができるならば、すなわち、この「最高地主=国家」の主導性こそ、「絶対主義の物質的基礎」といえるものであった。

4) 専制支配階級のブルジョアジー化

マルクス主義理論戦線における野呂の最大のライヴァルであった猪俣「政治的地位」(1927)は、「我国のブルジョアジーは、封建的絶対主義勢力から政権を戦いとる過程において、先進諸国の同僚が演じたような激烈な政治的衝突の場面に自らを見出した事がなかった」(p. 28)と述べ、その理由として、ブルジョアジーが支配階級と妥協し、かつその寵児となり、「絶対主義」的諸勢力とブルジョアジーとの抱合が行われたことを挙げている。猪俣は、絶対主義の物質的基礎はすでに消失したと述べているので、当然にも、ブルジョアジーの抱合の相手、絶対主義的残存勢力を確固たる勢力として描くことはできない。だが、このブルジョアジーの抱合の相手には、専制の 的支配者群(猪俣)も含まれる以上、実体のないゴーストとして描くことは、支配階級としての力量を過小評価する危険性があったといわざるをえない。猪俣はかえって、「疑問は寧ろ、物質的基礎なき政治的勢力があのように長く存在し得た理由の方に向けられねばなるまい」(p. 33)と述べ、ブルジョアジーを(絶対主義的残存勢力に対し)「臆病にし、優柔不断にし、妥協的ならし

めた | ところの諸理由 --- ①プロレタリアートの台頭, ②政府による家父長 的保護の必要性、③帝国主義の遂行 —— を挙げている。

これに対し、絶対主義の物質的基礎が存在すると主張する野呂の第四論文 は、猪俣とは逆のアプローチをとる。絶対主義の物質的基礎が確固として存 在する以上、専制支配層とブルジョアジーの抱合の主体は、ブルジョアジー ではなく、明治国家以来、国家の枢要を壟断してきた後者であった。

旧支配者群は、たしかに、「資本主義ブルジョアジーを庇護し発展せ しむることを歴史的使命として」、また彼等自身「ブルジョア的発展の 一産物 | として自らをもまたブルジョア化したが、而も彼等は、それを 彼等の専制的権力の物質的基礎の維持の上に於いてのみ遂行しえたので ある。人民の圧倒的多数を占むる小農民を収奪して資本主義的搾取の下 にもたらすと共に、同時にまた、依然として、彌々益々半封建的誅求の 下に繋属し続けることによってのみ遂行したのである。(p. 313)

この翼下において、すなわち資本主義的発展を主導する国家の庇護のもと、 地主たちも次第にブルジョア化した。

然るに、産業革命の進展は、即ちその過程に於ける穀価の騰貴は、漸 く彼等新地主の国家に対する関係を変更せしめた。小作小農民からその 過重なる小作料を依然として現物形態で徴収している地主は、穀価の騰 貴によって、その金納地租の負担を著しく軽減せられることになり、… 彼等は国家と小作小農民との犠牲に於いていよいよ富裕となりえたので ある。(p. 306)

地租改正当初、地主もまた高率の地租のために苦しみ、小地主は没落する ものが多かった。これら地主層の参入が、自由民権運動を興隆せしめたので あった。だが、局面は変わったのである。地主のブルジョア化は専制国家のそのもののブルジョア化によって促進されたが、これら新地主が「「農村外部の資本主義の一般的発達」と共に益々ブルジョア化し得たのは、彼等が、専制国家と共に、農村内部に於いては依然として封建的搾取者として止り得たことによってであった」(p. 306)と、野呂は痛烈に言い放っている。

近代日本の経済発展から生まれたブルジョアジーが何ゆえ、政治的な民主化へのイニシアティブをとらなかったのであろうか。猪俣はブルジョアジーの帝国主義政策への左担により帝国主義ブルジョアジーが形成され、その帝国主義政策の遂行が、国内的にはその反動化を生むと考えた。だが、野呂にとって明治以降の資本主義的発展の遂行によって生じたのは支配階級のブルジョアジー化であり、商工業及び金融ブルジョアジーはその庇護のもと成長発展したのであり、その彼らにはブルジョア化した支配階級を打倒する理由も必要も存在しなかった。また、同じく支配階級のブルジョアジー化に従いつつ地主階級もブルジョアジーに融合していったのである。さらに、ようやく開設された議会は、有権者も代議士もほぼ地主からなる地主議会であり、「地主とブルジョア」のブロックとはそのようにして形成されたのである。

当時、このブロックのヘゲモニーはブルジョアジーにあった。そこから猪 侯は、農民層が基本的に政治的に対立すべきは帝国主義ブルジョアジーであるとした。だが、小作小農民(直接生産者)と政治的対峙するかどうかを決定するものは、政治的支配のヘゲモニーがどちらにあるのかではなく、やは り農民と直接生産関係を結んでいるのは誰か、地主層であるかブルジョアジーであるかによって決まると野呂は述べる。生産関係において小作小農民と直接対峙し、その上がり(余剰)を貪る地主層が政治的イデオロギー的に反動化への傾向を有するのも当然であろう。だが、小作小農民と対峙しているのは地主層ばかりでなく、それを庇護している国家も同様である。

地租のみならず重い諸税を課す国家と,同じく重い地代を課す地主による 苛酷な搾取は,「農業生産の余剰価値」ばかりではなく,しばしば「再生産 に必要なる価値部分 | さえもが収奪され、農民生活を最低レベル以下へと押 し下げる。農村からの低賃金労働者の供給を受け、国内的には資本主義的な 発展がはかれたにもかかわらず、著しく狭隘な国内市場の限界にぶつかり、 そのことが外国市場への武力による侵入へと資本家たちを駆り立てることに なる。つまり、猪俣の見解とは逆に、帝国主義ブルジョアジーの反動化をも たらしているのは、国内における地主・小作関係に内在する根深い亀裂であ るということになる。

5) アジア的生産様式論争との関連について

以上の如く、野呂の第四論文「日本における土地所有関係について」にお いて特に目立つのは、明治国家の資本主義的経済発展に果たした主導性であ るが、それはまさに農業を中心に経済全般を主導するアジア的国家の支配者 たちを想起させるものである。

第五論文「日本資本主義現段階の諸矛盾」は,『発達史』の結論部として 書かれたものであるが、そのなかで野呂は、

日本資本主義の急速なる発展を可能にしたものは、なかんずく、維新 の土地改革を契機として深刻に強行せられたる農民の収奪に基づく厖大 なる資本の原始的蓄積であった。この蓄積は、一方、絶対専制国家の専 制的権力の行使により、租税制度、公債制度、保護政策等々を槓杆とし て遂行され、他方、地主と高利貸と商人との破廉恥極まる誅求によって 促進された。(p. 323)

と、日本資本主義発達の特質をまとめている。この野呂の、近代日本におけ る「国家主導の原蓄プロセスの推進」という認識は、アジア的近代における 独特な原蓄の在り方を例示するものであり、興味深い内容を有している。

マルクスのいうアジア的社会,すなわちアジア的生産様式に基づく社会構成ないしそれに類似した社会構成の社会において,国家はつね政治的経済的に中心的な役割を演じてきた。たしかに,近代以降,アジア的国家(アジア的社会における国家)はウエスタンインパクトの前になすすべなく敗退し,植民地化するか,あるいは辛うじて独立は維持しても列強の従属国となることを強いられた。このような劣勢に鑑み,アジア的社会における政治システムおよび経済システムは,重大な変容を迫られることになる。

19世紀後半以降,20世紀全般にわたり,この劣勢を克服するため,アジア的社会において,変革のために様々な試みがなされてきた。例をあげれば,後発資本主義(日本,民国期中国),資本主義的な開発独裁(東南アジア),社会主義的な改革開放路線(中国,ベトナム)等々である。自立富強を目指すという意味では,20世紀中葉の社会主義(革命期中国,ベトナム)も,この試みの一つであるといえる。これらの種々の試みには一つの共通点がある。その主要な特徴として,政治システムおよび経済システムの改変はいずれも国家主導で行われたこと,初期における原蓄は農民からの収奪が基本であり,それは,資本主義的な原蓄においては農民を生産手段である土地から引き離すことにつながり,社会主義的原蓄においては農民を土地に縛り付けることによって,なされたこと,さらに支配階級は国家機構を中心として様々なリソースに独占的にアプローチすることが可能であり,当然にも,それらから特権的な利益を享受したこと,等々が挙げられる。

以上の例には失敗もあり、成功もあった。だが、西欧先進諸国に比して、そのシステムの後進性にもかかわらず、アジア的国家の若き支配層が率先して経済発展を牽引する役割を担なうに至った理由が存在する。すなわち、ナショナルな規模における経済発展は、サミール・アミンの言う従属国特有の経済構造、「非専一化」傾向の克服を前提とする。植民地本国の支配のもと、植民地の各生産部門が宗主国の経済システムに個々バラバラに関係付づけられ、相互に有機的な関連を欠く「非専一」的経済構造からの離脱のために、

従属国の側に、その離脱を主導する強力な支配層(主体)が生まれなければ ならない。政治・経済システムの官制高地を掌握し、様々な手段を駆使し国 民各層から種々の名目により貢租賦役を上納させ、それをもとに産業を近代 化(殖産興業)し、先進国に学びつつ独立維持(富国強兵)をはかる道は、 そのような強力な支配層のみが主導しえるものであった(このような観点か らいえば、民主化はつねに置き去りにされかねない課題であった)。まさに、 アジア的国家の支配層が、国民を統合しつつ、その課題に応えるにふさわし い主体へと変容できるかどうかが問われていたといえる。だがこの道には、 国民各層を統合するという課題と、原蓄は主に農民からの収奪によって賄わ れるという根本的な矛盾が存在した。

野呂の専制支配層のブルジョアジー化とは、上記の意味で、アジア的国家 の支配層の、最初の試みから生まれたものであった。では、国家=最高地主 説を中心とした野呂の経済史学は、マルクスのアジア的社会論、あるいは、 ソ連を中心として 1920 年代後半から 30 年代前半にかけて、活発に行われた アジア的生産様式論争とどのようなかかわりを持っているのであろうか。

野呂は第四論文において,「時代と租税の一致」に関するマルクスの議論 を偶然に持ち出したのではない。というのも、「三・一五事件」以後、野呂 が主宰するようになった産業労働調査所から『支那に於ける最近の農民運動 と農業問題』(叢文閣 1929)が出版されたが、それは「アジア的生産様式 | に深い関わりを有していた。同書の目次は以下のようである。

ベ・フライエル 支那に於ける農民運動の最新段階

リン・ホー・ヤン 支那革命と農業問題

エル・マギャール 支那農民経営の経済とその発展の諸傾向

ミフ 「アジア的生産方法」について

立三 支那革命に於ける農民問題

ヴァルガ 支那革命の根本問題

同書には編者の名前は記されていない。しかし、『野呂栄太郎全集(下)』 巻末付載の「年譜」によれば、1929年7月、産業労働調査所『中国における農業問題および農民運動』(叢文閣出版)の翻訳、編集に平田良衛とともにあたるとある。つまり、野呂は第四論文を書く準備段階から、すでにアジア派であるマジャールおよびヴァルガの論文およびその徹底した批判者であるミフ論文をすでに読んでいた。それらを読んだ上での、野呂の国家=最高地主説の提起であったと考えるべきである。

ただ、中国革命の挫折をめぐって、1920年代後半に始まったアジア的生産様式論争については、野呂第四論文は何も語っていない。わずかに「所謂アジア的生産様式」と「所謂」を付して述べているだけである。おそらく、自己の国家=最高地主説を積極的にアジア的生産様式論として提起することを躊躇したのだと思われる。

上記の論客のなかで、マジャールおよびヴァルガは、マルクスのアジア的社会論、すなわちアジアにおける土地私有の不在と国家的土地所有(又は土地王有)説を支持していた。ただ、このマジャール論文は中国の農業が徹底した小農経営であることを論じるだけで、マジャールの持論であるアジア的生産様式について何も語っていない。なぜ、このマジャール論文を選んだのかが疑問となる¹⁰⁾。逆にミフ論文は、1927年11月の中国共産党農業綱領草案におけるアジア的生産様式の提起から、28年夏の中国共産党第六回大会(モスクワ)における土地問題草案におけるアジア的生産様式規定の否定と、半植民地半封建規定の採用についての経緯に関して詳しく説明したものであり、議論の中心は、如何に中国の現状がアジア的生産様式に基づくものでないかに置かれており、国家的土地所有、土地の共同耕作や共同所有もとうに過去のものとなって久しく、かつ古くから中国に土地私有が存在する以上、すでにアジア的生産様式ではないこと、土地私有にもとづく地主による小作農民の搾取は、むしろ封建的なものであると断じている¹¹⁾。

ミフは述べる、重要なのは、アジア的生産様式と呼ぼうと、封建制度と呼

ぼうと、同じ経済形態に属することであり、それゆえヨーロッパの封建制度 とアジア的生産様式の相違は、ただ段階的相違であり、同一の搾取制度に属 している、と。このようなミフ論文の意図は明確である。中国にはロシア革 命によって鍛えられた革命理論の適用を阻止するような特殊性は存在しない、 ということになる。

それに対し、ヴァルガ論文は、まず、「支那農業問題を理解する上には、 支那の事情を特徴づけるために封建制度という表現を応用することは、利よ りも害が多かったと信ずるものである」と述べ、さらに「マルクス及びエン ゲルスはアジアに関連して、封建制度とは言わないで通常『アジア的生産方 法』と言った | と注記している。ヨーロッパ封建制の経済的基礎は「土地支 配制」と農奴制であるが、中国ではまったく異なり、土地支配制は曾って成 立していたとしても、すでに諸農業革命に於いて破壊されてしまっている。 また、中国には現在農奴制が存在するが、それはまったく封建制とは関係が なく、土地に縛りつけられるのではなく、借金のために地主に縛りつけられ ているのだ,等々と,中国社会の非封建的な性格を強調している。ヨーロッ パの土地支配制について、ヴァルガは資本主義成立との関連を示唆し、かつ フランス革命において打倒の対象になったと述べているので、おそらく荘園 制または領主制のことであろう。そこから想像しうるのは Grundherrshchaft である。グルントヘルシャフトは荘園制でもあり土地領主制でもある。 つまり、マジャールとともにハンガリー出身であり、マルクス主義世界経済 論の権威であったヴァルガは、中国史には荘園制(領主制)および農奴制が 欠けており、それらが欠けたシステムを封建制とは言わない、と述べている のだ。またグルントヘルシャフト=土地支配制といった訳語から、編集者と しての野呂は、アジア的社会における単なるレント(地代)を取得する地主 制と、ヨーロッパ中世の、土地支配(所領形成)に繋がるグルントヘルシャ フトの相違を理解したのではないかと思われる。

ヴァルガによれば、このような中国農業の経済的基礎は、中国革命の今後

にとって重要な意味を持つ。中国において、ブルジョアジーのあらゆる層は、同時に地代収納者であるので、農民を高利貸から解放するブルジョア民主主 義革命は行い得ない、と。封建的土地支配制に対してブルジョアジーと農民 階級による共同闘争が行われたフランス革命のようなことは中国においては 不可能である、等々。

そのうえでヴァルガは、ヨーロッパと中国の制度的な相違、経済的基礎の違いに関して、一方における乾燥農耕、他方における灌漑農耕を挙げ、中国においてはこのシステムの成立と維持のために「国家は全領域に亘る重大な機能を持つ。即ち全領域に於ける米の配給の組織化、最重要な地域に於ける水利経済の組織化と監督等。これに相応じて支那は国家官吏という特殊の階級があり彼等は規則づくめの試験を受けて、封建的性質を持つ学識ある官僚貴族階級を作らざるをえなかった」(野呂&平田 p. 181)と説明する。ヴァルガがいう全国規模での米の配給の組織化とは漕運のことであろう。漕運と水利、それらを組織化し、かつその機構を通じて統制する国家、このような理解はまさにアジア的生産様式論者のものであった。このヴァルガの見解は、アジア派であるマジャールやウィットフォーゲルのそれを初歩的に開陳したものと見なすことができよう。

上記の論者たちによるアジア的生産様式に関する議論を野呂がどう受け止めたのか、はっきりしない。だが、手がかりはある。野呂の第四論文が、1929年、3回に分け『思想』に掲載され、かつ同年、野呂&平田編『支那に於ける最近の農民運動と農業問題』が発行されたが、編集者の一人平田良衛もまたその年、「支那革命と農業問題」を『思想』7月号に発表しており、そのなかで中国の土地所有制度とアジア的生産様式を論じているからである「20。平田はまず、マルクス・エンゲルスは中国の社会制度を「アジア的生産方法」(アジア的生産様式)といっていると述べ、それは封建的搾取関係を基礎とするものであるが、中国の封建制度はヨーロッパのそれと比較すると、中国には「土地支配制」と農奴制がなく、国家が土地を支配しており、

その結果官僚貴族階級がそれを担っていたとし、中国における灌漑農耕が社 会制度に影響を与えていると述べる。これは基本的には、ヴァルガの主張に 沿った記述である。次いで,この説は 1927 年末,一時的に中国共産党によっ て農業綱領に採用されたこと,しかしながら,1928年第六回党大会におい て中国の現状分析としてのアジア的生産様式説は否定されたことを述べ、そ して最後にミフに依拠して結論を出す。マルクスの「地代と租税の一致」に ついては、国家が地主であることは、地代を租税の形で取り立てているので あって、それは封建的搾取制度、つまり私的地主における農民の搾取=地代 と何ら変らない。アジア的生産様式に共通する国家的土地所有,共同体的土 地所有は、搾取制度としては二次的なものにすぎないとし、アジア的生産様 式は、封建制から独立した存在ではなく、封建制の一種にすぎない、と念を 押している。

中国共産党第六回大会は、コミンテルン第六回大会に続いて、モスクワで 行われた。そこでアジア的生産様式規定が否定されたということはスターリ ンの意志に基いて決定された、ということである。野呂も平田もそのことを 考慮に入れないわけにはいかなかったであろう。野呂が国家=最高地主説を 唱えながら、アジア的生産様式について言及することについては及び腰であっ たのは、それについての配慮からだろう。また、アジア的生産様式のエレメ ントを扱う時,つねに封建的なものと撚り合わせるようにして用いているの も、そこに起因している。

だが、アジア的社会の原蓄過程における国家の主導性とそれに伴う階級形 成に焦点をあてる発想は、野呂固有のものであり、マルクスのアジア的生産 様式論と地代論から大きな示唆を受けたことは間違いないにしても、他の誰 からも影響を受けたものではない、といえる。

では、野呂は国家=最高地主説と従来の日本中世・近世封建制論とをどの ように理論的に整合させたのであろうか。アジア的生産様式(所謂アジア的 牛産様式)と封建制の種差および両者の関わりをどう見るか明らかでない。

たとえば、『発達史』第一論文において野呂は、日本の古代国家が公有化された土地と人民の結合に依拠していたことを述べながら、その国家がどのような生産様式に基づいていたか明示していない。ただ、古代末期に土地私有が発生したこと、それによって荘園制が発生し、それを基礎として幾重にも重なりあう領主層からなる封建制が成立したことを述べている。かつ、それが近世においては、中央集権的封建制度へと転形する。そこでは、各藩の藩士はすでに土地所有とは切り離され、俸禄・扶持を藩主から支給されている身分であった。所領は藩主の所有(領有)であり、農民は土地売買および住所の移動、職業の変更を禁止されていた。

この近世における封建制の中央集権化と明治期の最高地主としての国家の成立を結ぶすぐれた問題提起が、対馬忠行『日本資本主義論争史論』(1948)においてなされている。同書は、日本資本主義論争について、もっとも精緻な分析を加えた先行研究である。対馬は1930年代初め、当時共産党中央を支えていた岩田義道と親しく、横瀬毅八のペンネームで幾つか論文を書くが、後に「三二年テーゼ」を批判して党を離れ、戦後は労農グループに加わった後、スターリン批判を転機にトロツキストとして活動するようになる。

対馬は、この野呂の国家=最高地主説を成立させた社会構成を、江戸期幕 藩体制にも認めており、それを国家封建主義と呼んでいる。国家封建主義と は、1930年前後以降、アジア的生産様式の別名の一つとして使われるよう になったものだが、もともとはマジャール『中国農村経済研究』(原著は 1928年発行)の巻頭に付せられた中国問題研究所(モスクワ)「序文」に由 来する。「序文」は、アジア的生産様式をアジア独自の社会構成をなすもの とみるマジャールの見解を否定し、あくまでそれを封建制の一種として捉え、 ただ領主は官僚的土地所有者であり、中央集権的国家的封建制度の形態をと る、と強弁するものであった。

対馬は、国家封建主義を「封建主義」の一種であるが、「土地所有者」が 「私的地主」でなく、「国家」であり、従って「地代と租税とが一致する」が 如き、即ち「国家が最高の地主」である処の封建主義であると規定する(対馬 p.77)。また対馬は、徳川封建制においては、平野義太郎(平野 1934)がいう、「国家(藩主)は最高の地主」であり、武士の大多数が単なる蔵米取りに転化していること、それゆえ、明治維新は武士階級を土地から容易に払いのけることができた、等々の記述により、徳川封建制を国家封建制的傾向としてつかむことは、明治維新、及び日本絶対主義の特殊性を把握する上に、決定的重要性をもつと述べる。そして野呂は、この「国家封建主義」が、徳川期のみならず、正に明治維新によって全国的に再編制されたと主張していると指摘する。だが、対馬は、自分(対馬)はどうしても、この説を理解しえず、むしろ外ならぬ明治維新によって、徳川期の国家封建制が決定的に否定されたのだ(対馬 p.80)、と書いている。

対馬は党派に従うことよりも、自由闊達にものを言う人間のようである。 対馬は絶対主義の物質的基礎に関する議論については、猪俣が誤っていたと するも、基礎そのものの理解においては、野呂の国家=最高地主説を否定す る。それは、律令期や徳川期には存在していたかもしれない¹³⁾が、明治維新 によって否定されたのだ、との見解をとっている。また、平野の徳川期の各 藩を国家とみなす見解については疑問を述べながらも、西欧封建制と徳川封 建制の間には否定し難い差異があることを認めている。ただ、アジア的生産 様式に関しては、原始社会における生産様式(森谷克己説)と理解しており、 講座派のようにそれを近世や近代にまで持ち込むことには反対であったら しい。

野呂は、おそらくアジア的生産様式論争をめぐる議論に接する中において、アジア的社会における国家=最高地主説を吸収したのであろう。だが、彼は一貫してコミンテルン路線に対する忠誠心を失うことはなかったし、理論的諸問題においても、ソ連党中央に従っていた。それゆえ、自己の理論のアジア的生産様式論的な側面の、封建制とは区別された独自性や特殊性を際立たせることはなかった。だが、そこから生まれた野呂の近代日本の絶対主義に

関する記述は、「世界に類例なき絶対主義論」(対馬 p.74)であった。そして、講座派主流はこの野呂の理論を継承したのである。

6) その後の野呂と野呂理論の継承者たち

野呂の国家=最高地主説を中核とする明治国家の分析は、現時点からふり返ればとても奇妙なにものに映る。近代法を導入し、封建的土地所有制を廃棄し、身分制を廃止し、職業の選択・土地売買・居住等の自由を認めたにもかかわらず、それらによって成立した国家と農民の関係を、一千年以上も遡り、古代国家における土地国有制(班田制)のもとの国家と共同体農民の関係と同じもののようにみなすことは、当時も想像もつかないことであったはずである¹⁴⁾。マルクスの「地代と租税の一致」のパラグラフは、「帝国主義日本の近代にそのままもってこられるような文意ではない」のだと、鷲田が呆れたように述べたのも無理からぬものがある。

だが、マルクスの先のパラグラフは、古代アジアについて述べたというよりも、19世紀のインドに関連して述べたものである。かつ、あのパラグラフでは、インドに関して土地私有がないとされているが、仮に土地私有が存在していたとしても、事態はそれほど変らない。アジア的社会においては、中国史に典型的に現れているように、個々の私有の上に、王や皇帝の強力な上級所有権あるいは至上権が存在するからである。

それゆえ、講座派主流とアジア的社会論(アジア的生産様式論)との関わりを問わねばならない。だが、これは意外に難しい。もし、講座派とアジア的生産様式の関わりが深いことを強調してしまえば、スターリンの歴史発展の五段階論に抵触するばかりでなく、その日本版であり、民科や歴研など戦後日本のマルクス主義歴史理論の中心概念となった「世界史の基本法則」と齟齬をきたすことになる。野呂『発達史』の白眉ともいうべき第四論文(日本的土地所有論)が、戦後、ある意味で鬼子扱いされていた印象が強いのは、

そこに起因している。冒頭で述べたように、野呂の評伝において、鷲田が 「野呂生前中から、野呂と同じ立場にたつ者たちの間でさえ、悪評が高かっ た | (鷲田 p. 165), と述べたのも, 鷲田の執筆当時, 野呂独特の土地所有 論を擁護する論客や陣営が存在しなかったことに多くを負っていると考えら れる。

ここで、重要なことは、1930年初頭、講座派に結集した主要な理論家た ちが、みな野呂の歴史理論を強く支持したということである。まず、最初に 挙げなければならないのは平野義太郎である。1930 年代の日本資本主義論 争において、平野は山田盛太郎とともに講座派のチャンピオンであった。さ らに、野呂の歴史理論をより具体的な歴史記述に沿って展開しようとした。 その主著(平野 1934)では、徳川期の封建制を、マルクスが「純粋封建制 | と呼ぶように典型的な封建制であったが、「発達せる隷農的零細耕作を基礎 とし、各藩が、夫々独自の純粋な隷農国家を形成しつつ、斉一に発展し来っ た封建制は、アジア的な、しかも、純粋封建制として特徴づけられる搾取諸 様式をもって構造づけられていた」と書いている。これは、苦しい言い訳に も聞こえる。なぜなら,純粋で典型的な封建制であるならば,アジア的な特 徴づけなどあるはずがないからである。このマルクスの「純粋封建制」の 「純粋」については、筆者はアジア的社会である日本において封建制に類似 したシステムが存在していることについてのマルクス一流の「アイロニー| であったと考えており、強いていえば「日本的封建制」と理解すべきところ である。

それはさておき、平野は、徳川封建制のアジア的な特徴づけの由来を、古 代アジア的生産様式の搾取様式の遺制によると注記している(平野 p. 246)。 つまり平野は徳川期の各藩が、小農経営を行う隷属農民の搾取によって支え られた国家であると言っているのだ。そこでは藩主が全土の所有者であり、 藩士は君主より俸禄を給付される官吏にすぎない。即ち、アジア的国家であ る。明治維新以降、これら各隷農国家を統一した中央集権的国家は、この搾 取様式(四公六民、五公五民などと呼ばれるように、農民の年貢は公への貢納であった)をも引き継いだ以上、アジア的な性格を持ち続けたのは当然である、ということになる。平野がアジア的生産様式論の提唱者であるウィットフォーゲルの大著『解体過程にある支那の経済と社会』(中央公論社 1934)を翻訳したことも、この文脈(アジア的社会の究明)から理解しうるはずである。

次に山田盛太郎である。出版以降,一躍山田の声望を高からしめた『日本資本主義分析』にはアジア的生産様式という用語は出てこない。だが,野呂『発達史』における理論や方法をマルクス主義経済学において徹底追求したのは山田『日本資本主義分析』であった。すなわち,近代日本の原蓄過程における国家および専制支配階級の主導性とそれに伴う階級の再編,且つこの原蓄のプロセスが,一方に専制支配階級のブルジョアジー化,一方に剰余を吸い上げられ農村の窮乏化を生み出し,日本社会の二重構造 — というより農村の国内植民地化 — を作り出す構造的運動を論理的に導き出すことに全力を傾けたものといえる。何よりも,日本的原蓄の固有のあり方(原罪)に規定され,日本資本主義の発展が,社会の二重構造をさらに歪んだものにさせ(脱臼させ),ついには身動きできない袋小路に入り込む必然を強調している。それゆえ,原蓄の運動が停滞を生む必然に力点を置きすぎたために,批判を受けやすいものとなっている。

歴史研究において講座派を代表していたのは服部之総であった。『明治維新史』(1929)において、アジア的生産様式は、「農業と手工業の統一」として登場するが、それ以上の説明はない。だが、33年『明治維新史研究』(翌年『維新史の方法論』として出版)においては、アジア的生産様式と維新前後の社会構成体について、「幕末維新の日本に於ける「アジア的生産様式」の存在については何人も否定することができない。土地は国家的に所有されており、その結果地代と租税は形態的に一致していた(明治維新はこの点を一層明瞭にした)」(服部 1934: p. 112)と述べ、明確に野呂理論に加担する

姿勢をみせている。おそらく、服部なりの野呂への援護射撃であったと思わ れる。服部は講座派のなかでは稀な、江戸期から明治維新への歴史発展の契 機を重視する立場に立っていた。それゆえ、停滞論的意味合いの濃いアジア 的生産様式概念に関しては幾つか注文をつけ、羽仁五郎の、アジア的生産様 式概念のヨールク的理解を好意的に批評している。

羽仁五郎は、野呂、山田、服部とは異なり、左翼ではあっても非党員の立 場を貫いていた。ただ、その彼を野呂が高く評価していたといわれ、野呂が 企画編集した『日本資本主義発達史講座』(岩波書店)にも、主要執筆者と して参画している。羽仁「東洋に於ける資本主義の形成」(1933) は、上述 の如くマジャールのではなく、「水」の契機を否定したヨールク的理解に基 づきアジア的生産様式論を展開している。羽仁は、明治維新に関して

社会革命としての明治維新の変革は、国民革命・民主主義革命の発展 過程として特徴づけられるが、その上に浮かんで成立した維新政府は、 旧政治支配形態の崩壊・転化・解消に乗じて姿を現わしたとはいえ、本 質的にはその再編制であり、継承であり、そこにアジア的性質を帯びた 絶対専制主義の支配が確立され、さらに進む大衆の革命的活動に対して 反革命的な防塞が築かれた。(羽仁 p. 163)

と述べ、野呂や平野と同様な理解であることを明らかにしている。

彼ら講座派は、1925年治安維持法成立とその執行が、政党内閣(ブルジョ アジーの政権)の下に推進されたこと、そして成立して間もない共産党組織 がたいした体制の脅威にもなっていない段階において早くも徹底的な弾圧を 被ったこと,さらには,共産主義思想を信じることすら体制(国体)に対す る犯罪であるとして引き続き弾圧がなされたこと、それらから「国体」護持 を中核とする日本の政経のシステムが、ブルジョアジーの政治的ヘゲモニー の下にあるという説明だけではすまないことを、感じ取ったのである。彼ら

はブルジョアジーをも包み込む「硬い殻」(寺出道雄)にぶつかったのである。野呂『発達史』そして野呂たちが総力を挙げて取り組んだ『日本資本主義発達史講座』はこの「硬い殻」の理論的解明の試みであった。彼らを押し潰ぶさんとする体制はブルジョア政権を超えた、さらに強力なものであった。ブルジョアジーはその一部を分掌するにすぎなかった。孤立に耐えながら情況の苛酷さと必死に闘っていた彼らのもとに「三二年テーゼ」がもたらされた時、彼らの意にかなうものと、彼らが歓迎したのは、そこに由来する。

野呂がいつ入党したかについては各説があり、定かではない。幾度もの大 弾圧を経験した組織にありがちなことで、決して不思議なことではない。い ずれにせよ、1930年、『発達史』を鉄塔書院から刊行した頃にはすでに入党 していたものと思われる。当然、『発達史』の著者として党歴が浅くとも、 野呂は党側から重視されていたと思われる。「三・一五」、「四・一六」など の弾圧により多数の指導者を奪われ、極左路線に走りさらにダメージを被っ た党を立て直すべく、風間丈吉、岩田義道が党指導部に就き再建に乗り出す。 岩田は野呂に理論の面においてその指導性を発揮するよう求めている。おそ らくこの時期であろう、風間、岩田など党中央部は、彼らが検挙され、再建 にあたる人間がいなくなった場合のことを考え、野呂を党中央のメンバーに 加える。野呂を中央委員としたことを秘密にしたのは、党中央にスパイが潜 入している可能性を考慮したためであろう。32 年 10 月末,風間が逮捕され, さらに11月、岩田が逮捕の後、殺害される。野呂はソ連から帰国した山本 正美などとともに党中央の再建をはかる(33年1月)。だが、数ヵ月後、そ の山本らも捕縛され、やむなく党中央の指導を引き受け、地下活動に入る。 本来岩田らが期待したのは、党の危機にあたっては、生き残った中央委員と してリーダークラスの党員に連絡を取り、新しい党中央を成立させることで あり、再建後は、再び秘密メンバーとして、合法的な活動を続けることであっ たろう。だが、中心メンバーが相次いで逮捕され、さらには、獄中の佐野学、 鍋山貞親ら最高指導者・中心幹部ともいえる人々が相次いで転向を表明し、

党員および党の周辺に深刻な動揺をもたらすにいたる。さらには自らの病状 の重さに対する自覚もあり、それらが野呂に地下に潜ることを決意させたの だと思われる。

特高のような政治警察が存在する場所での地下活動の難しさ、且つ党中央 およびその周辺に数名のスパイが潜入していた事態を考慮すると、野呂のよ うな義足をつけた者が非合法活動に従事することは、自ら死地に赴くに等し いものであったといえる。

結果からいえば、たとえ合法的な活動に終始しても、共産主義思想を抱懐 すること自体が国体に対する罪であった以上、いずれは逮捕され、獄中生活 を送ることになれば、病弱な野呂の身体が持たない可能性もあったであろう。 それら全てを考慮して、野呂は地下活動に従事したのだと思われる。33年 11 月末、野呂は特高に逮捕され、取調べが続く中、翌年2月、病状悪化に より急死する。

《注》

- 1) 中学、大学とも私立であったのは、子供の頃足を負傷し、それがもとで片足を 切断しなければならなかったため、公立中学や官立大学に入学できなかったから
- 2) 野坂参三は、慶大在学中よりキリスト教にもとづく労働者親睦団体であった友 愛会(後に日本労働総同盟)と親しく関わり、大学卒業後、本部員として友愛会 よりイギリスに派遣され、レーニンなどの著作に親しみ、1920年、イギリス共 産党創立に参加するも、その後イギリスを追放され、モスクワに赴き、1922年 ヨーロッパを経て帰国し、日本共産党の設立に加わっている。
- 3) 卒論のテーマは、「明治維新を契機とする日本の政治的、経済的、社会的変革 および発展過程 | である。だが、京都学連事件の家宅捜査を受けた際に大部分が 失われ、残された史料をもとに、新稿をまとめたものが「日本資本主義発達史| (『日本資本主義発達史』所収) だとされている(松本 1983, 1985)。
- 4) 「二七年テーゼ」に関して、その後の党の命運にかかわるものとして、日本共 産党の行動綱領のスローガンとして「君主制の廃止」が挙げられていることが重 要である。これは、治安維持法を支える根本理念である「国体の護持」に抵触す ることになる。

1928年2月20日に実施された衆議院選挙は、普通選挙法に基づく最初の選挙であったが、そこで無産政党と呼ばれた労働農民党、日本労農党、社会民衆党、日本農民党は、8 議席を得た。共産党員の影響下の労働農民党は2 議席を得た。無産政党の選挙活動に対しは官憲側から厳しい干渉が行われた。そのなかで、労働農民党から立候補した共産党員のなかで、山本宣治が当選した。だが、その選挙中、君主制の廃止のスローガンが入ったビラがまかれた(山辺 p. 246)。これは未熟な党の勇み足というべきものであり、直後の大検挙(「三・一五事件」)に格好の口実を与えるものであった。

「三・一五」(1928年)、「四・一六」(1929年) 両事件における日本共産党に対する官憲(特高)の弾圧は、党およびその大衆団体から、大量の活動家・指導者を奪うことによって、相つぐ恐慌の中、党勢を伸ばし始めた党の勢いを削ぐことになったばかりか、党を大衆から孤立させることになった。

- 5) 近代に入ったとはいえ、詳細な統計がなされていない段階において、定量的に地主・小作関係を論じるのは難しい。江戸末期から明治への転換期における地主の土地占有率が20%乃至30%だといわれ、それが松方デフレを経て明治中期に50%に迫る水準となるとされている。野呂の第三論文は地租納税者統計をやりくりすることで、その趨勢を何とか導出しているように思われる。また、地主の搾取の水準については、地租改正条例、地方官心得第十二章検査例に地主取得34%、国家(地租および地方税合計)徴収34%、小作人取得割合32%とあり、それを基準に、平野(1934)が江戸時代、地租改正時、明治10年の減租時の分配率など幾つか例を挙げているが、国家の徴収分の縮小と地主取得分上昇が認められる。最近の著書に、「一般的に小作農はその収穫米の五八%を小作料として納め、そのなかから地主が地租や地方税として二一%を政府に払い、残りの三六%が地主の収入として残る仕組みであった」(坂野潤治『〈階級〉の日本近代史』講談社2014年)とあり、その大体が知られる。
- 6) だが、今日的時点から見るならば、たとえば地主が小作料を収めない農民から 耕地を取上げることを、野呂たち講座派が「経済外的強制」であると見なしていることについて、納得することはできないであろう。中世の封建的生産関係における、所謂「農民の土地への緊縛」を、経済外的強制と呼び、かつ、近代以後の、農民の土地からの追放 たとえそれが脅しであっても を、同じく経済外的強制と呼ぶのは、ひどい矛盾でしかないからである。
- 7) この『資本論』からの引用には引用箇所の頁数が付記されているが、その頁数は、戦前出版された高畠素之による『資本論』の翻訳、大鎧閣版(1924年)、新潮社版(1926年)、改造社版(1928年)のいずれの版とも一致しない。野呂栄太郎「日本資本主義現段階の矛盾と恐慌 猪俣津南雄氏の所論を評す」(『改造』1931年3月号、新日本出版社『野呂栄太郎全集』下巻所収)では、「資本主義的蓄積の絶対的、一般的傾向」(『資本論』第一巻第七編第二十三章第四節)の引用

出典として、カウツキー版を挙げ、その頁数を付している。このカウツキー版と は、民衆版 Volksausgabe 『資本論』として知られているものであろう。民衆版 (普及版)は,ドイツ語以外の外国語からの引用はすべてドイツ語に訳されてお り、ドイツ民衆ばかりでなく、世界各国の翻訳者にとっても非常に好便であった。 野呂がカウツキー版に依拠しているとすれば、野呂の『資本論』からの引用は自 ら訳したものであろう。

- 8) この所有権は、時には、封建社会での重層的所有権の一つである、下級所有権 に対する上級所有権のような場合もあれば、時には、専制君主が臣民に揮う、個々 の私有など全く問題にしない至上権と呼ぶに相応しい場合もある。
- 9) この時期における「専制」は、必ずしも despotism の意味において使われて はいない。明治初期の「有司専制」以来、独裁とほぼ同じ意味に使われている。 猪俣の用法も,「国家=最高地主」説以前の野呂の用法も, その範囲を抜けてい ない。ウィットフォーゲル『オリエンタル・デスポティズム』(1957) で示され た専制は、そのような「有司専制」の専制ではない。また、絶対主義とは貴族と ブルジョアジーという対立する二つの階級の均衡の上に、それらの階級に依拠し つつも超然と振舞う独裁体制であるが、オリエンタル・デスポティズムにおける 専制とは、それとは異なり、単一権力による支配を意味する。野呂の第四論文で は、国家=最高地主に基づき西欧の絶対主義にはみられないほど超然としたヘゲ モニーを行使する支配階級に対し専制を冠したものと理解することができる。
- 10) マジャールの水の理論は、マデアール「支那の農業経済」(一)、(二)が『社 会思想』1929年6月,7月号(社会思想社)において展開されている。その原文 tt, Die Ökonomik der Landwirtschaft in China, Unter dem Banner des Marxismus, Jahrgang Ⅲ Heft Nr. I Feb, 1929. であり、野呂等も入手・閲覧す ることが可能であったと考えられる。
- 11) 巻末資料四「支那に於ける農業問題と農民運動」(中国共産党第六回大会「土 地問題決議」)には、以下のような興味深い記述もある。

「多くの省区において軍閥は事実上全省の土地の主人である。彼等は複雑なる 租税徴収の方法によって直接に農民を搾取る。例えば北方の二三の省区に於いて は、小自作農が多数であるが、実際上の土地所有権は軍閥に属して居り、彼等は 地積に応じて随意に課税し、農民をして自己の土地に於ける労働生産物を、自由 に支配することを不可能にしている」(p. 259)。

- 12) 同年4月16日、野呂は「四・一六」事件において、検挙され、豊多摩刑務所 に約一ヶ月余り留置されている。
- 13) 古代末期以降においても公田制が維持され、荘園制についても、土地私有の視 点からではなく、公田制にもとづく「荘園公領制」として捉える網野善彦 (1973) 以来の視点を参照すれば、中世および近世における土地私有もまた、や はりアジア的所有に包摂されるのではないか、と考えている。

14) このように所有関係と生産様式のよじれた関係は、サミール・アミン流の接合 論において解けると考えている。すなわち、資本主義的世界システムへの、アジ ア的所有に基づく「日本的封建制」の接合として、である。

参考文献

石堂清倫&山辺健太郎編『コミンテルン 日本にかんするテーゼ集』青木文庫 1961年

猪俣津南雄『現代日本のブルジョアジーの政治的地位』南宋書院 1927 年

猪俣津南雄『日本無産階級運動の批判 コミンタン批判を読みて』無産社 1928 年 小山弘健『日本資本主義論争史(上)』青木文庫 1953 年

対馬忠行『日本資本主義論争史論』こぶし書房 2014年(黄土社 1948年復刻)

寺出道雄『山田盛太郎 マルクス主義者の知られざる世界』日本経済評論社 2008 年

長岡新吉『日本資本主義論争の群像』ミネルヴァ書房 1984年

野呂栄太郎『日本資本主義発達史』鉄塔書院 1930 年

野呂栄太郎全集刊行編集委員会『野呂栄太郎全集(上・下)』新日本出版社 1967 年

野呂栄太郎&平田良衛編『支那に於ける最近の農民運動と農業問題』産業労働調査 所 1929 年

服部之総『明治維新史』上野書店 1929年

服部之総『維新史の方法論』白揚社 1934年

羽仁五郎「幕末における政治的支配形態」『日本資本主義発達史講座』岩波書店 1932 年(羽仁五郎『明治維新史研究』岩波書店 1956 年所収)

平野義太郎『日本資本主義社会の機構』岩波書店 1934年

福本勝清『アジア的生産様式論争史』社会評論社 2015年

松本剛『野呂栄太郎』信州白樺 1983 年

松本剛『野呂栄太郎』新日本出版社 1985 年

山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波書店 1934 年

鷲田小彌太『野呂栄太郎とその時代』北海道新聞社 1988 年

(ふくもと・かつきよ 商学部教授)